

平生町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和8年7月9日(木) 午前9時30分～午前11時5分
- 2 開催場所 平生町役場 大会議室
- 3 出席委員 (5人)
会 長 内山 壯二
職務代理者 吉崎 秀和
委 員 瀬尾 純夫 窪田 伸子 金福 和広
- 4 欠席委員
- 5 農地利用最適化 田代 勉 藤山 一人 松村 哲雄
推進委員(6人) 中山 直行 羽山 敦紀 河内山 裕子
- 6 欠席委員
- 7 事務局職員 局 長 山本 和也
書 記 久保 真大
- 8 会長あいさつ

○会 長 農繁期のご多忙の中、7月定例農業委員会総会にご参集いただきありがとうございます。ございます。

今日は任期最後の総会となります。委員の皆様におかれましては、農業委員会活動にご理解、ご協力を賜り、会長としての役目も無事務めることができました。心より感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。今回退任される方においては、農業委員会活動に尽力いただき、ありがとうございました。お礼を申し上げます。退任されましても平生町の農業の振興、活性化にこれからもご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

先月末に大雨のため、小郡地区で土石流が発生しました。1名の方が不幸にもお亡くなりになりました。ご冥福をお祈り申し上げます。また、重軽症を負われた3名の方の一日も早い回復を願っています。

梅雨も明け、これからは夏本番、猛暑が続きます。熱中症等、外での作業では、水分、休憩をとり、体調管理には十分気をつけていただきたいと思います。しております。

9 会議録署名委員

○会 長 これより7月定例農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は議長において、瀬尾委員さん、金福委員さんを指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局からお願いします。

10 会 議

○事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」2件を上程いたします。

【議案第1―1号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

議案第1―1号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は畑で、面積は232㎡です。権利内容は所有権移転です。当事者関係は売買で、通作距離は0km、新規取得となります。相続により取得したが遠方に住んでおり維持管理ができない譲渡人が譲渡を希望していたところ、譲受人が隣接する宅地と建物とあわせて購入することとなったものです。

営農計画としては、柿や梅などの果樹を植栽する計画となっております。一連の作業については譲受人本人が行うとなっております。

続いて3ページの地図をご覧ください。青色に着色した申請地1―1となっている部分です。自治会でいうと沼のあたりとなります。

続いて4ページが地籍図で、斜線部分、申請地1―1となっている部分です。あわせて購入するのは西側に隣接する●●番の宅地と建物で、こちらに居住すると聞いています。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 7月3日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。申請人の資格は適当です。取得後の営農計画も適当です。その他の参考事項はありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり許可いたします。

続いて、議案第1－2号について事務局からお願いします。

【議案第1－2号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。

議案第1－2号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は畑で、面積は297㎡です。権利内容は所有権移転で、当事者関係は贈与です。通作距離は0kmで、新規取得となります。相続により取得したが遠方に住んでおり維持管理ができない譲渡人が譲渡を希望していたところ、譲受人が隣接する宅地と建物とあわせて購入することとなったものです。

営農計画としては、普通野菜を栽培するとなっておりますが、特にニンニクの栽培を行うという計画となっております。一連の作業については譲受人夫婦で行うようになっております。

3ページの地図をご覧ください。青色に着色した申請地1－2となっている部分です。自治会でいうと沼のあたりとなります。

続いて4ページが地籍図で、斜線部分、申請地1－2となっている部分です。あわせて購入するのは北側に隣接する●●番●、●●番の宅地と建物で、こちらに居住すると聞いています。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員 7月3日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。申請人の資格は適当です。取得後の営農計画も適当です。その他の参考事項はありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なにかありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり許可いたします。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局からお願いします。

○事務局 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件を上程いたします。

【議案第2号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

議案第2号、申請地、申請人は記載のとおりです。登記地目は田で、現況地目は畑です。面積は1437㎡の内250㎡です。一体利用地の宅地を含めた合計面積は632.33㎡となります。農地区分は第3種農地、転用目的は駐車場と通路で、工事期間は即時となっております。

続いて、6ページをご覧ください。緑色に着色した部分が申請地、斜線部分が一体利用地です。平生小学校の西側に位置するあたりとなります。

7ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。4室のアパート1棟と5台分の駐車場が一体利用地にあり、新たに5台分の駐車場を増設するという計画となっています。斜線部分の西側に新たに5台分の駐車場を整備し、東側の部分は通路となります。なお、すでに駐車場、通路は完成しており、そのことについて始末書が添付されています。

被害防除からですが、申請地は、すでに造成されており追加の造成、整地はありません。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、大野地区 地区長 窪田委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○窪田委員 7月3日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕というか、完成済みです。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工しています。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の田代委員さん、なにかありますか。

- 田代委員 ありません。
- 会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。
- 瀬尾委員 申請人は横浜の方ですがアパートのオーナーの方でしょうか。
- 事務局 オーナーの方です。
- 瀬尾委員 平生とは縁のない方になるのでしょうか。
- 事務局 相続した土地建物になります。
- 瀬尾委員 以前までは駐車場が足りなかったということですか。
- 事務局 今回の申請地はすでに駐車場として利用していたそうです。今回、その部分を舗装して整備した際に、農地法の許可を得ていないことがわかり申請したと聞いています。
- 会 長 ほかにございませんか。
- (なし)
- 会 長 無いようですので採決に移ります。
- 賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (全員挙手)
- 会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。
- 続いて、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局からお願いします。
- 事務局 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、6件を上程いたします。
- 事務局 ご説明いたします前に、議案第3―1号と議案第3―2号は関連した事業でございますので、一括してご審議いただけないかお伺いいたします。
- 会 長 ただいま事務局から、一括審議の提案がありましたが、委員のみなさん、いかがいたしましょうか。
- (異議なし)
- 会 長 それでは、議案第3―1号及び議案第3―2号について、一括して事務局からお願いします。

【議案第3―1、3―2号】

- 事務局 ご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。
- 議案第3―1号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田で、面積は1617㎡です。農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数196枚、建ぺい率は26.5%、発電量は49.5kWで、工事期間は許可後1年となっております。なお、転売予定について確認したところ、転売の予定はないとのことでした。

続いて議案第3-2号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田、面積は●●番●は2234㎡の内304㎡、●●番●は2149㎡の内1.15㎡です。農地区分は3種農地で、権利内容は使用貸借です。転用目的は議案第3-1号の太陽光発電設備の設置のための進入路で一時転用という計画となっております。工事完了後、現状に回復する旨の誓約書が添付されております。太陽光発電設備の設置と進入路で譲受人、借受人が異なるのは、太陽光発電設備の工事を●●●が請け負うためです。

続いて、10ページをご覧ください。緑色に着色した申請地3-1が太陽光発電設備の部分で、黄緑色に着色した細長い申請地3-2が進入路の部分です。自治会でいうと長迫のあたりとなります。

11ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。北側の赤線から申請地3-2の一時転用の進入路を通して搬入する計画となっています。

工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るように話をしています。

被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長

只今の説明に関連して、平生地区 地区長 金福委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○金福委員

7月3日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。

まずは議案第3-1号です。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工していません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

続いて、議案第3-2号です。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工していません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長

ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の中山委員さん、なに

かありますか。

○中山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。
(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
まず、議案第 3－1 号について賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。
続いて、まず、議案第 3－2 号について賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○会 長 全員賛成ですので、この件について申請どおり町へ進達します。
続いて、議案第 3－3 号について、事務局からお願いします。

【議案第 3－3 号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の 8 ページをご覧ください。

議案第 3－3 号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田で、面積は 1963 ㎡です。農地区分は第 3 種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置、駐車場、メンテナンススペースで、パネル枚数 160 枚、建ぺい率は 27.4%、発電量は 49.5kW で、工事期間は許可後 1 年となっております。なお、転売予定について確認したところ、転売の予定はないとのことでした。

続いて、12 ページをご覧ください。緑色に着色した申請地 3－3 が申請地です。自治会でいうと河田のあたりとなります。

13 ページが地籍図となります。斜線部分申請地 3－3 が申請地です。北側の角が駐車場スペースで、その周辺がメンテナンススペースとなり、南側に太陽光発電設備が設置する計画となっており、東側に接する赤線から搬入するようになっています。

工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るように話をしています。

被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で北側に接する●●番●に放流となり、●●番●の地権者、管理者には説明承諾済みと記載されています。汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、大野地区 地区長 窪田委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○窪田委員 7月3日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工していません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。その他の参考事項として、進入路として予定している赤線には、プラ板敷が設置されていました。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の田代委員さん、なにかありますか。

○田代委員 今、説明のあったプラ板敷は車両が通っても極端には埋まらないが、やはり柔らかいので、轍みたいに埋まり込んでしまう。場所によっては鉄板敷とすることも考えたらいいと思います。

○会 長 赤線は柔らかいですか。

○窪田委員 柔らかいですね。

○会 長 わかりました。

今のご意見等も踏まえてこれより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

○金福委員 このプラ板敷は、今回の申請ではない他の業者が敷いたものですが、昨日撤去されています。前の工事で赤線が痛んでいるので復旧すると聞いています。復旧するのに今回の太陽光の工事が入ると復旧ができなくなりますから、完全に赤線の復旧を済ませてから、今回の申請の許可を出すようにした方がいいのではないのでしょうか。赤線を損傷させたらその都度その都度、その業者が直していかないとだれが責任を持つのがわからなくなってしまう。

○会 長 前の工事というのは。

○事務局 今回の申請地の北側に位置する土地で、2か所同時期に太陽光の工事を行っています。工事は概ね終わっている状態です。なお、2か所は異なる業者です。この2つの業者と地元の耕作者に立ち会ってもらい破損箇所を確認し復旧工事をするように話をしていますが、時期までは決まっています。

○会 長 前の工事の業者は復旧させる意思はあるんですよね。時期は決まっていますか。

○事務局 復旧させる意思があることは確認していますが、時期までは決まっています。

○会 長 責任をはっきりさせるためにも復旧工事が終わってから、次の太陽光の工

事に入るべきとは思いますが。

金福委員さんから赤線を復旧させてから次の太陽光に着工するのが当然ではないかという意見がありましたが、復旧工事がいつ完了するかわからない状態では、次の工事に着工できないということですね。

○金福委員 それと今回の申請地は昨日の夕方、ユンボを入れて 2m かける 10m 幅ぐらいをかき混ぜていました。申請した状況でユンボを入れる必要はないと思うので、これは事前に着手したと判断した方がいいのではないのでしょうかと思います。

○田代委員 機械が入ったのであれば事前着工でしょう。

○会 長 申請段階で機械が入れば事前着工とみなされるのになぜ入ったかをよく確認するように。

この後、保留などを含めて採決するようになるので、よく考えておいてください。

○会 長 農地利用最適化推進委員さんのみなさんは今のことでご意見はありませんか。

○河内山委員 前の太陽光の工事と、今回の申請では搬入路は同じなのでしょうか。

○金福委員 同じです。別の箇所の話ですが、先行して工事した業者は復旧せずになくなり、後で工事した業者は前の業者が壊したから関係ないとなってしまったことがあったので、責任をその都度はっきりさせることが大切だと思います。

申請ではこちらから搬入するとなっても現場の請負業者まで話が通ってなく、トラブルとなることもあります。厳しくしていかないといけないと思います。

○河内山委員 前の工事業者による復旧の期日がわからないことには今回の申請の工事が取り掛かれないということですね。

○金福委員 早急に耕作者の方と業者と事務局で話をしてもらって、日時をきめてもらわないと。

○事務局 許可条件として、赤線の復旧工事が終わった後に工事に着手すること。という内容をつけることはどうでしょうか。

○会 長 条件をつけてもそのとおりにするとは限らない。こうしたことが積み重なっている状況。

○事務局 保留とすれば翌月に総会で諮るということですか。

○会 長 そうですね。今までの委員さんの意見やこれまでの太陽光を設置する業者の工事内容を考えるとそうした厳しい判断も必要でないでしょうか。

○事務局 今回の申請業者が原因であれば、そういうことも考えられるかもしれませんが、赤線を破損させた業者と今回の申請業者は異なります。

○会 長 原因者である業者が復旧するまで少し待ってもらおうということです。

○事務局 今回の申請者に対しては、他の業者の瑕疵での保留ですという話になって

しまう。

○瀬尾委員 今回の申請者は事前着工しているということはあるけど、他の業者が赤線を壊したということで、今回の業者には責任がないのに工事が遅れたという損益がでたと言われた場合はどうするんですか。今回の業者の瑕疵ではないのに、許可を出さない、遅らせるということは今回の業者の不利益となり問題ではないですか。

○吉崎委員 今回の道路の状況をよく説明して、農家の人が道を元どおりにしてもらいたいから、元どおりになってから太陽光の工事に着工してもらえないかということ聞いてみて、それでも先に太陽光の工事に着工するというのなら、道路の修復をすべて行うということになりますよ。と説明してみてもどうでしょう。

○事務局 それは許可条件をつけるということでしょうか。

○吉崎委員 そうですね。許可をしても道路の復旧次第では太陽光の工事が遅れてしまうかもしれないけど、農業委員会としては承認するということです。

○会 長 仰ることはわかりますが、今までの太陽光業者では、そうした条件をつけても守らないこともあったので、他の委員さんも懸念しているんですよ。

○事務局 不許可にしる、許可を遅らせるにしる理由が必要になります。その理由が今回の業者の瑕疵であるのか。先ほど瀬尾委員さんも発言されましたが、今回の業者の瑕疵でもないのに遅らせるということになれば、不利益を被ることになります。そのことで訴訟等になることもあり得ます。最終的にどうするかは委員のみなさんで決めていただくことになりますが、事務局としては道の復旧工事後に太陽光の工事に着手することという許可条件を付けるのでどうでしょうかと思っています。

○瀬尾委員 今までの業者がどうだったかということは、今回の業者には関係ないことなので、不許可ということはできないのではないのでしょうか。

○金福委員 ここの赤線が何トンまでの重量に耐えることができるかということまで話す必要が出てきますからね。

○会 長 ご意見は出そろいましたかね。

許可条件を付けるということと、事務局が現場を注視していくことも大切になってきます。

○瀬尾委員 採決する前に今お話のあった条件をどうするかをまとめて教えてください。

○会 長 事前着工については、経緯や理由を記載した始末書を提出させる必要があると思います。道の修復については条件つけての採決でと考えています。事務局で条件の部分を整理しますので3分間の休憩とします。

(休憩)

○会 長 再開します。許可条件について事務局から提案をお願いします。

○事務局 事務局としては、議案第3－3号の申請地東側の隣接する道路、水路の修

繕工事が行われるため、今回の太陽光発電設備設置工事については、原則として修繕工事完了後に着手すること。ただし、東側道路を通行しない作業であれば先行して実施しても差し支えない。という条件を提案します。

また、事前着工については、事実確認を行い、事前着工を確認した際は事務局の責任で始末書を提出させます。

○会 長 これまでの審議を踏まえ、採決に移ります。

今ありました事務局が提案した条件を付した内容で賛成の方は挙手をお願いいたします。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。

続いて、議案第3－4号について、事務局からお願いします。

【議案第3－4号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。

議案第3－4号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田で、面積は1524㎡です。農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は太陽光発電設備の設置で、パネル枚数160枚、建ぺい率は26.6%、発電量は49.5kWで、工事期間は許可後1年となっております。なお、転売予定について確認したところ、転売の予定はないとのことでした。

続いて、12ページをご覧ください。緑色に着色した申請地3－4が申請地です。自治会でいうと河田のあたりとなります。

13ページが地籍図となります。斜線部分申請地3－4が申請地です。搬入は東側に接する赤線から行う計画となっています。

工事の前・後に道路や水路の記録写真を撮るように話をしています。

被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、大野地区 地区長 窪田委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○窪田委員 7月3日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工していません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂

流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の田代委員さん、なにかありますか。

○田代委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

○会 長 議案第3-3号と同様の条件を付けるということになると思います。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。

議案第3-3号と同様の条件を付けるということで、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。

続いて、議案第3-5号について、事務局からお願いします。

【議案第3-5号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。

議案第3-5号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は畑で、面積は553㎡です。農地区分は第3種農地、権利内容は所有権移転です。転用目的は駐車場、資材置場です。

続いて、14ページをご覧ください。緑色に着色した部分が申請地です。平生小学校の東側に位置するあたりとなります。

15ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。北側が5台分の駐車場、南側が資材置場で、太陽光発電設備工事の際に利用する計画となっています。譲受人は今後も町内で多数の太陽光発電設備の設置工事が見込まれ、車両や資材を置くスペースを確保したいということです。

被害防除からですが、申請地は、造成はなく、整地のみです。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、大野地区 地区長 窪田委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○窪田委員 7月3日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は普通野菜が作付けされてい

ます。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、着工していません。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございました。農地利用最適化推進委員の田代委員さん、なにかありますか。

○田代委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

○瀬尾委員 ここは小学校の横の入り口となっていますので、駐車場になって車の出入りも多くなると思いますので、子どもに対する交通安全についてはご指導してください。

○会 長 工事車両などが出入りするという看板を立てておくといいと思いますので、事務局からよくお願いしてください。

○事務局 わかりました。

○会 長 ほかにございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。

続いて、議案第3—6号について、事務局からお願いします。

【議案第3—6号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。

議案第3—6号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は畑で、面積は288㎡です。農地区分は第2種農地ですが、譲渡人、譲受人ともに第3種農地の所有はありません。権利内容は所有権移転です。転用目的は駐車場、資材倉庫です。

続いて、16ページをご覧ください。緑色に着色した申請地3—6が申請地です。佐賀の魚見のあたりとなります。

17ページが地籍図となります。斜線部分3—6が申請地です。譲受人は賃貸住宅を3棟所有しており、申請地を賃貸住宅のメンテナンス道具を保管するための倉庫の敷地、駐車スペースとして利用する計画です。申請地の北側にはすでに倉庫が建っており、そのことについて始末書が添付されていま

す。

被害防除からですが、申請地は、すでに造成されており追加の造成、整地はありません。雨水は自然流下で水路へ、汚水の発生はありません。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、佐賀地区 地区長 吉崎委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○吉崎委員 7月6日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者、耕作者に間違いはないか、ありません。申請地の小作関係もありません。申請地の作付状況は休耕です。2年以内の転用及び所有権移転はありません。事前に工事の着工していないか、先ほど説明があったとおり倉庫が建っており、事前着工です。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の松村委員さん、なにかありますか。

○松村委員 ありません。

○会 長 農地利用最適化推進委員の河内山委員さん、なにかありますか。

○河内山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。

賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。

続いて、議案第4号「農地現況証明について」事務局からお願いします。

○事務局 議案第4号「農地現況証明」について、2件上程いたします。

【議案第4—1号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の18ページをご覧ください。

議案第4—1号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は畑、面積は1209㎡です。

16ページをご覧ください。緑色に着色した申請地4-1が申請地です。佐賀の魚見のあたりとなります。

17ページが地籍図となります。斜線部分4-1が申請地です。

状況といたしましては、長期間、耕作をしておらず、竹、雑木が繁茂した状況で、農地への復旧は困難とのことから申請がなされました。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、佐賀地区 地区長 吉崎委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○吉崎委員 7月6日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者は間違いなのか、ありません。無断転用ではないか、ありません。非農地となった場合に周辺に影響はないか、ありません。荒廃地の場合、自己労力で農地復旧ができるか、できません。認定地目は非農地としました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の松村委員さん、なにかありますか。

○松村委員 ありません。

○会 長 農地利用最適化推進委員の河内山委員さん、なにかありますか。

○河内山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、非農地と認定いたします。

続いて、議案第4-2号について、事務局からお願いします。

【議案第4-2号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の18ページをご覧ください。

議案第4-2号、申請地、申請人は記載のとおりです。地目は田、面積は2206㎡です。

19ページをご覧ください。緑色に着色した部分が申請地です。佐賀地域交流センター尾国分館から東側800mほどの山手に位置するあたりとなります。

20ページが地籍図となります。斜線部分が申請地です。

状況といたしましては、長期間、耕作をしておらず、竹、雑木が繁茂した状況で、農地への復旧は困難とのことから申請がなされました。

以上、その他書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会 長 只今の説明に関連して、佐賀地区 地区長 吉崎委員さん現地調査報告ならびに補足説明をお願いします。

○吉崎委員 7月6日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。所有者は間違いはないか、ありません。無断転用ではないか、ありません。非農地となった場合に周辺に影響はないか、ありません。荒廃地の場合、自己労力で農地復旧ができるか、できません。認定地目は非農地としました。

以上です。

○会 長 ありがとうございます。農地利用最適化推進委員の松村委員さん、なにかありますか。

○松村委員 ありません。

○会 長 農地利用最適化推進委員の河内山委員さん、なにかありますか。

○河内山委員 ありません。

○会 長 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。

(なし)

○会 長 無いようですので採決に移ります。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

○会 長 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、非農地と認定いたします。

続いて、議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」は私が申請人となっておりますので、この部分については職務代理者の吉崎委員さんをお願いし、一時退席させていただきます。

(会長退室)

○職務代理者 会長に代わりまして議事を進行いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」説明をお願いします。

○事務局 議案第5号「農地転用事業計画変更承認申請について」、2件を上程いたします。

○事務局 ご説明いたします前に、議案第5—1号と議案第5—2号は関連した事業

でございますので、一括してご審議いただけないかお伺いたします。

○職務代理者 ただいま事務局から、一括審議の提案がありました。委員のみなさん、いかがいたしましょうか。

(異議なし)

○職務代理者 それでは、議案第5－1号及び議案第5－2号について、一括して事務局からお願いします。

【議案第5－1、5－2号】

○事務局 ご説明いたします。議案書の21ページをご覧ください。

議案第5－1号、申請地、申請人は記載のとおりで、転用目的は太陽光発電設備の設置です。議案第5－2号、申請地、申請人は議案第5－1号と同様で、転用目的は太陽光発電設備の進入路です。

変更内容は、どちらも工事期間の延長となります。令和6年9月20日に農地法第5条の許可を受けておりますが、許可後未着工の状態が続いていたことから申請がなされたものです。変更承認後の期間としては、太陽光発電設備連係予定の変電所工事完了後1年となっております。これは、連係予定先である中国電力の変電所の増強工事がいつ完成するか未定であり、原因が申請人によるものでないためこのようになっています。

22ページに位置図を参考として付けております。

その他、書類等の不備もございません。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○職務代理者 只今の説明に関連して、私の方から現地調査報告ならびに補足説明を行います。

○職務代理者 7月6日に農業委員、推進委員、事務局と現地調査を行いました。内容としては、事務局の説明のとおりです。

調査報告を行います。

はじめに議案第5－1号です。申請地の現状は未着工です。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

続いて議案第5－2号です。申請地の現状は未着工です。汚水排水はないか、ありません。農業用排水施設への排水はないか、ありません。農業用排水への影響はないか、ありません。隣接農地への土砂流出等の災害発生の懸念はないか、ありません。他に及ぼす影響もありません。総合意見として支障なしと判断しました。

以上です。

○職務代理者 農地利用最適化推進委員の松村委員さん、なにかありますか。

- 松村委員 ありません。
- 職務代理者 農地利用最適化推進委員の河内山委員さん、なにかありますか。
- 河内山委員 ありません。
- 職務代理者 これより質疑を行います。なにか質疑はございませんか。
- 金福委員 工事完了が太陽光発電設備連係予定の変電所工事完了後1年となっており、いつできるかわからない状況ですが、5年後に太陽光の工事がはじまったときに農業委員も事務局も人が代わってしまっていて、だれも把握していないということにならないか心配です。
- 毎年、進捗状況を報告してもらうことはできないですか。
- 事務局 ご指摘のとおりですので、毎年進捗について報告を受け、委員のみなさんにもお伝えさせてもらい、農業委員会として把握できるようにしたいと思っております。
- 職務代理者 ほかにありませんか。
- 無いようですので採決に移ります。
- まず、議案第5－1号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
- 職務代理者 ありがとうございます。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。
- 続いて、議案第5－2号について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
- 職務代理者 ありがとうございました。全員賛成ですので、この件について、申請どおり町へ進達します。
- (会長入室)
- 職務代理者 それでは、進行は会長にお返しいたします。
- 会 長 議事については以上となりますので、これにて本総会に付議された案件は全て終了いたします。

会長 内山 光二

署名委員 金福和広

署名委員 瀬尾 純夫